

## 江東区文化コミュニティ財団 育児代替非常勤職員の勤務条件(概要)

1. 職名等 育児休業代替非常勤嘱託員

### 2. 雇用期間

育児休業を取得する常勤職員の産前休暇の開始時期～育児休業の終了時期

※雇用期間は、2026年8月1日～2027年9月30日まで(予定)となります。

### 3. 勤務地

江東区東大島文化センター (江東区大島 8-33-9)

### 4. 主たる業務内容

文化芸術・地域コミュニティの振興に関する業務、江東区内施設での施設貸出等管理運営業務

### 5. 服務

○職務遂行の義務

○職務の遂行における上司の命令に忠実に従う義務

○法人の名誉、利益を害する行為の禁止

○職務上知り得た秘密の遺漏の禁止(退職後も同様)

○職務遂行に際して、身分証明書の携行義務がある。

### 6. 解雇

○退職を願い出たとき

○勤務成績不良

○心身故障のため職務遂行に支障があるとき

○職に必要な適格性を欠くとき

### 7. 勤務日等

○勤務日数は、原則として1か月につき15日、勤務日は勤務実態に応じて施設長が定める。勤務時間は、1日

7時間45分を原則とし、その割振りは勤務実態に応じて施設長が定める。

### 8. 有給休暇

9日

### 9. 慶弔休暇

○親族が死亡したとき

○父母の祭日に祭りを行うとき

○結婚するとき

### 10. その他特別休暇

○公事休暇、事故休暇、病気休暇、夏季休暇等

### 11. 無給休暇

○出産・育児休暇、介護休暇等      ○有給日数を超えた病気休暇      ○その他理事長が認めたとき

## 12. 報酬

○基礎報酬月額      1年目：202,232円      2年目：207,134円      3年目：215,858円

○欠勤したときは、次のように減額する。ただし、振替えて勤務する場合は減額しない。

1時間      報酬月額÷1か月当たりの要勤務日数÷1日の勤務時間

1日      報酬月額÷1か月当たりの要勤務日数

13. 費用弁償      通勤及び職務により出張するときは、費用弁償として通勤手当・旅費を支給する。

14. 災害補償      職務上の災害または通勤による災害を受けたときは、労働災害補償保険法による補償を行う。

15. 社会保険等      健康保険（協会けんぽ）、厚生年金保険および雇用保険に加入

16. 健康診断      常勤職員と同様、健康診断を実施する。

## 17. その他

○勤務時間      前半勤務 8:30～17:15      後半勤務 13:15～22:00

（後半勤務は、月5回程度※施設による／その他事業による勤務時間帯の変更の場合もある。）

○夏期休暇： 3日      ○4年目以降昇給なし      ○期末・勤勉手当支給あり

○退職金なし      ○貸与被服（制服）支給なし      ○住民税は、特別徴収となる。

○所得税は、年末調整をするが、他の収入がある場合は、確定申告が必要になる。

○正規職員の採用試験を実施する場合は、所属長を通して情報を周知する。